

# 譲渡性預金

2020年6月19日現在

商品名 (愛称)	譲渡性預金
販売対象	・個人、法人、その他法人・公金・金融機関
期間	・2週間以上2年以内
預入	
(1) 預入方法	・一括預入
(2) 預入金額	・5,000万円以上
(3) 預入単位	・1,000万円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利息	
(1) 適用金利	・固定金利 ・相対により決定した約定利率を適用します。
(2) 利払方法	・預入期間2年未満のものについては満期日以降に一括して支払います。 ・預入期間2年ものについては、中間利払日(預入1年後の応答日)以降に預入日から中間利払日の前日までの日数について1年を365日とする日割計算による中間利息を支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1,000万円とした1年を365日とする日割計算。
税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手数料	_____
付加できる 特約事項	・利息とともに譲渡できます。この場合は当金庫の承諾が必要です。
中途解約時の 取扱い	・中途解約はできません。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務支援部(9時～17時、電話：0120-206-902)にお申し出ください。 <b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務支援部、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
その他参考と なる事項	・預金保険制度の制度対象外です。(預金保険による保護はありません) ・満期日以後の利息はつきません。